



平成 24 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 中 央 物 産 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 児島 誠一郎
(JASDAQ ・ コード 9852)
問 合 せ 先 専務取締役 原 幸男
T E L 03-3796-5075 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 64 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款の第30条（取締役の責任免除）に第2項を新設するものであります。また、本項追加に伴い、現行定款の第41条（監査役の責任免除）第2項につきまして、文言の修正を行うものであります。

なお、本件定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 【新設】	(取締役の責任免除) 第30条 【現行どおり】 2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、 <u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、責任を限定する契約を締結することができる。</u>

現行定款	変更案
第 31 条～第 40 条【条文省略】 (監査役の責任免除) 第 41 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める<u>額のいずれか高い額</u>を限度として、責任を<u>負担</u>する契約を締結することができる。	第31条～第40条【現行どおり】 (監査役の責任免除) 第41条 【現行どおり】 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、責任を<u>限定</u>する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日

以 上